

「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業」事務局業務の調達に係る
契約事前確認公募要領

令和 6 年 12 月 16 日
独立行政法人 中小企業基盤整備機構
イノベーション助成グループ 工藤 勝弘

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請する。

1. 当該招請の趣旨

中小機構では、中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたる相次ぐ制度変更に対応するため、生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発を行うための設備投資等を行う事業を実施する者に対して、事業費等に要する経費の一部を補助することにより、中小企業・小規模事業者等の生産性向上を促進し、経済活性化を実現することを目的とした事業（以下「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業」という。）を実施することを目的に、事務局業務を調達する。

なお、本公募は令和 6 年度補正予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、補正予算成立前に募集の手続きを行うものです。事務局の決定や予算の執行は、令和 6 年度補正予算の成立が前提であり、今後、内容等が変更になることもありますので、あらかじめご了承ください。

ものづくり補助金が重要としている「現地での確定検査等をはじめ、各都道府県におけるきめ細やかな対応ができるネットワークをもっていること」及び「『補助事業者に対する切れ目のない支援』において、緊急性の高い補正予算事業の執行に必要なシステム構築ができること」を実現するためには、体制構築が可能な者が、同補助金のために構築されたシステムが補助事業開始前に整備されていることが必要である。

本事業は経済対策に基づく補正予算により措置されるため、令和 6 年度中に事業を開始することが必要不可欠であり、上記事項を鑑みると、本件対応できる事業者等は 1 者と推定されることから、事前確認公募により調達する。

契約事前確認公募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合は、現行事業者と業務実施手続きに移行する。一方で、応募要件を満たすと認められる者が存在した場合は、現行事業者と当該応募者で、企画競争入札による選定に移行する。

2. 業務名 「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業」事務局業務

3. 業務内容

事務局は本事業の円滑な実施のため、以下の事業を行います。事業実施においては、中小企業に寄り添った丁寧な対応をとりつつ、本事業を確実に実施するために、各都道府県において実施体制を整えることとします。また、補助金電子申請システム（J グランツ）を活用して事業を実施するものとします。

加えて、令和 6 年度補正予算で措置される前提での調達であり、速やかに交付申請及び交付決定を受け、

補正予算成立年度内に事業を開始いただく必要があります。

- (1) 本事業の周知・広報
- (2) 本事業に関する問い合わせ、意見等への対応（ワンストップで苦情・相談を受け付ける窓口の設置等）
- (3) 本事業に関する公募及び説明会の開催
- (4) 補助金交付先選定のための第三者委員会の選定・委嘱
- (5) 補助金交付先決定に係る業務（交付申請書の受理、交付決定通知書の発出等）
- (6) 補助金交付先事業の進捗状況管理、確定検査、支払手続
- (7) 補助事業者の補助事業期間終了後の財産処分等の後年度業務及び成果調査・事例取材・展示会出展等のフォローアップ業務
- (8) 補助金の返還手続き
- (9) 補助金公募要領の概要版、事務処理マニュアル、F A Q等の整備
- (10) 補助事業者への対応方法・マナー等について、職員等への教育・研修等の実施
- (11) データの利活用による新たな中小企業支援の仕組み作りのためのA P I連携等の実施
- (12) 本事業及び経済産業省、中小機構におけるEBPMに関する取り組みへの対応・参画
- (13) その他の事業管理に必要となる事項についての対応（他補助金事務局との連携、関連する施策を所管する団体との連携、他補助金事務局と連携した重複受給等の確認業務等）

4. 契約期間(補助事業実施期間)

令和6年度補正予算交付金による事業

事業の実施期間

予定：令和7年1月23日～令和9年3月31日

※間接補助事業者に対するフォローアップ業務期間を除く

5. 業務の履行場所

事務局の所在地又は事務局が選定し中小機構が認める場所

6. 参加資格

- (1) 日本国において登記された法人であること。
- (2) 本事業を的確に遂行するために必要な組織、人員を有する又は確保することが可能であること。
- (3) 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (4) 本事業において知り得た情報の秘密保持を徹底できること。
- (5) 本事業終了後、間接補助事業者の財産処分手続や会計検査対応のために必要となる文書を、必要な期間保存できること。
- (6) 本事業を推進する上で中小機構が求める措置を、迅速かつ効率的に実施できる体制を構築できること。
- (7) 経済産業省及び中小機構におけるEBPMに関する取り組みに協力すること。
- (8) 中小企業基盤整備機構契約事務取扱要領（平成16年9月3日要領16第29号）第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。

- (9) 独立行政法人中小企業基盤整備機構反社会的勢力対応規程（平成23年3月1日規程22第37号）第2条に規定する反社会的勢力に該当する者ではないこと。
 - (10) 令和4・5・6年度の全省庁統一資格を有する者であり、「役務の提供等（①広告・宣伝）」、「役務の提供等（③調査・研究）」、「役務の提供等（⑮その他）」のいずれかに登録された者であること。なお等級は問わない。
 - (11) 経済産業省又は中小機構から補助金交付等の停止及び有資格者に対する競争参加資格停止措置期間中の者（経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・29 会課第1号 令和3年6月21日改正）、補助金交付等及び競争参加資格停止措置要領（平成17年4月1日要領17第2号 改正 要領令6第17号）に基づく補助金交付等停止期間中の者をいう。）ではないこと。補助金については補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく処分がなされている場合は、処分にに基づく措置が完了していることを当該補助金の交付決定権者が書面によって証明又は通知をしていること。
 - (12) 現在、中小機構の専門家として業務委託契約を締結しているもの又は専門家が役員等に所属する法人に該当するものでないこと。
 - (13) 過去3年以内に情報管理の不備を理由に中小機構との契約を解除されている者ではないこと。
 - (14) 採択者の決定後速やかに採択結果（（ア）採択事業者名、（イ）採択金額、（ウ）第三者委員会審査委員の属性、（エ）第三者委員会による審査結果概要、（オ）全公募参加者の名称及び採点結果（公募参加者名と採点結果の対応関係が分からない形で公表する））を中小機構ホームページで公表することに同意すること。
 - (15) 交付決定後及び事業期間終了後、補助事業の一部を第三者に委託している場合については、契約先の事業者（ただし、税込み100万円以上の取引に限る。）の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、及び業務範囲を記述した実施体制資料を、経済産業省および中小機構ホームページに公表することに同意すること。
- (※) より質の高い業務を遂行するため、共同事業体（当該業務を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成された組織をいう。以下同じ。）として参加することができる。
その場合の要件については次のとおりとする。
- ① 企画書等の提出時まで共同事業体を結成し、代表者を定め、他の者は構成員として参加すること。
 - ② 代表者及び構成員は、中小機構が定める入札参加資格を満たしていること。
 - ③ 代表者及び構成員は、同一の企画提案において、他の共同事業体の代表者もしくは構成員となることはできない。
 - ④ 共同事業体結成に関する協定書又はこれに類する書類を作成すること。

7. 手続き等

(1) 応募先および問合せ先

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 企画部 イノベーション助成グループ 助成企画課 ものづくり補助金担当

住所：〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 37 森ビル

電話：03-5470-1529

E-mail : seisanseikakumei@smrj.go.jp

※業務概要や応募、参加資格に関する問い合わせの受付は、E-mail とする。

※受付時間 9 : 30~18 : 00 月~金曜日（祝祭日を除く）

(2) 参加意思確認書の提出期限、場所および方法

期限：令和 7 年 1 月 14 日（火） 17 時 00 分

場所：（1）に同じ

方法：電送（メール）

【提出書類】

① 参加意思確認書【様式 1】

② 会社概要【様式 2】

8. その他

（1）手続きにおいて使用する言語および通貨は日本語および日本国通貨に限る。

（2）企画競争入札による公告を行うことになった場合、その旨後日通知する。

（3）参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

（4）独立行政法人中小企業基盤整備機構情報セキュリティ管理規程（規程 1 9 第 6 5 号）を遵守すること。

参加意思確認書

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

イノベーション助成グループ長 工藤 勝弘 あて

提出者 〒

住所

団体名

代表者役職氏名

印

担当者所属役職氏名

連絡先 メールアドレス

TEL

FAX

「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業」事務局業務の調達に係る契約事前確認公募要領において、参加資格を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 会社概要

会社概要を様式2に記載し添付してください。
(パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付してください。)

2 参加資格

事前確認公募要領に掲げる 6.参加資格(1)～(15)を満たしていること
について記載してください。
※(10)については別途要件を満たすことを証する書類の写しを添付して
ください。

※ 記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

会社概要

会 社 名			
代表者氏名		URL	
本 社 住 所	〒		
設 立 年 月	西暦	年	月
資 本 金	百万円		
従 業 員 数	人		
会社の概要：			
※パンフレット等で代用することも可。			
会 社 概 要 に 関 する 担 当 者 連 絡 先	所在地 〒		
	所 属 ・ 氏 名	TEL：	
		FAX：	
		E-mail:	